

給与支払報告書等の提出 及び記載方法について



文京区シンボルマーク

文京区総務部税務課 課税第一・二係

1 給与支払報告書の提出先・提出基準

提出先

- 従業員が令和7年1月1日現在居住している区市町村
(原則は住民登録地です。)

提出基準

- 令和6年1月から12月の間に支払をした給与がある従業員
(退職者で支払額30万円以下だった場合、提出義務はありませんが、住民税を正しく算出するため、できる限りご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。)

提出期限は、**令和7年1月31日**です。
お早めのご提出をお願いいたします。



2 主な改正事項

令和6年度個人住民税における定額減税

- 住民税における定額減税は、令和6年度に実施しています。
- 対象者は、令和5年分の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者です。
- 減税額は、本人・控除対象配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円です。

令和7年度個人住民税における定額減税

- 令和7年度は控除対象配偶者を除く同一生計配偶者分のみ定額減税を行います。
- 対象者は、令和6年分の合計所得金額が1,000万円超かつ1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者で、**控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（合計所得金額48万円以下）を有する方**です。
- 減税額は1万円です。

給与支払報告書への同一生計配偶者の記載方法については、「4(3)個人別明細書④」をご確認ください。

3 給与支払報告書の提出方法

(1) 文京区独自様式の総括表の場合

令和7年度(令和6年分)給与支払報告書(総括表)

文京区長殿 令和7年 月 日提出 1月31日までに提出してください

給与支払者の個人番号又は法人番号		指定番号	
郵便番号	〒	他社分(前職等)を含む場合は必ず給与支払金額等を摘要欄に記載してください	
給与支払者所在地又は送付先フリガナ			
給与支払者の名称(氏名)			
代表者の職及び氏名			
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	氏名	課	係
電話番号	()		
給与税理士等の氏名及び電話番号	氏名		
電話番号	()		

～普通徴収に該当する受給者がいる場合の注意事項～

①下記、「普通徴収切替理由書」の人数欄に記載してください。
 ②「個人別明細書」の摘要欄に「普通徴収切替理由書」の符号(普A～F)を記載してください。
 ③普通徴収仕切り紙(本紙の右側)の下に「個人別明細書(普通徴収分)」を綴ってください。
 ※符号「普F」欄の休職者とは、休職により4月1日現在で給与の支払を受けていない場合に限ります。

普通徴収切	
符号	普通徴収
普A	総従業員数が2人以下(「普B」から「普F」までに該当する全ての(他市区町))
普B	他の事業所で特別徴収(例:乙欄該当者)
普C	給与が少なく税額が引けない(例:年間)
普D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が)
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)
普F	退職者、退職予定者(5月末日まで、休)
合	

普通徴収仕切り紙

総括表

切替理由書

個人別明細書

指定番号

退職等で、特別徴収(給与引き落とし)できない方の給与支払報告書(個人別明細書)

給与支払報告書の提出について

平素より、特別区民税・都民税の税務事務にご協力いただき厚くお礼申し上げます。給与支払報告書の作成・提出の際には、下記についてご協力をお願いいたします。

- 令和7年1月1日現在(令和6年中に退職した場合は、退職日現在)、文京区に居住している受給者がいる場合は、この総括表に個人別明細書を添付して提出してください。
- 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、右側を1枚ずつ綴じて提出してください。

総括表1枚、個人別明細書1人につき1枚を、右の図の順番で提出してください。

総括表と理由書が1枚の用紙になっています。総括表右側の普通徴収仕切り紙を、個人別明細書の特別徴収分と普通徴収分の上に挟みこんでください。文京区独自様式の総括表は、区ホームページへの掲載・税務課窓口での配布を行っています。

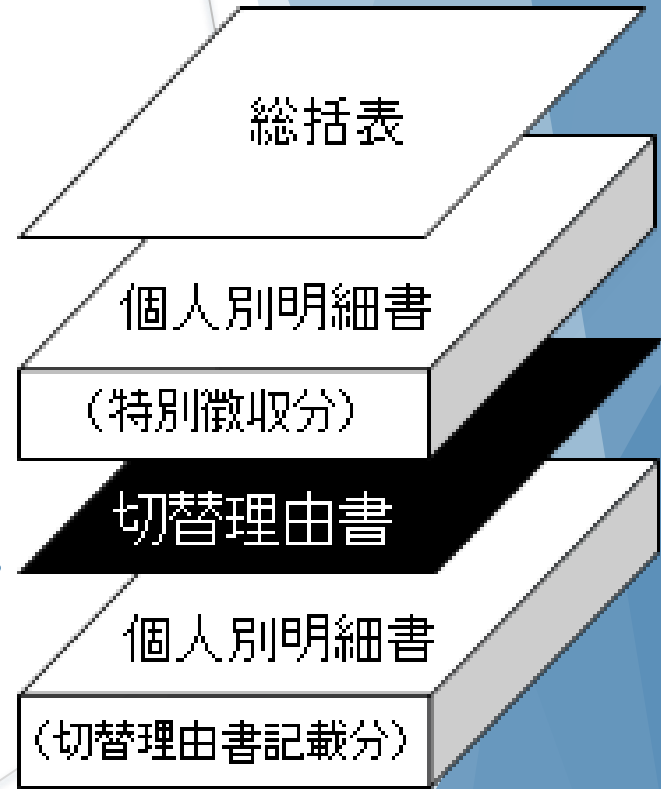


(2) 一般の総括表の場合

令和7年度(令和6年分)給与支払報告書(総括表)		1月31日までに提出してください。 ※総括表はA5サイズで1枚、個人別明細書はA5サイズで1人につき1枚を提出してください。		普通徴収切替理由書(兼仕切書(紙))	
追加 訂正	指定番号	市区町村名	指定番号		
令和 年 月 日提出	長敷	事業者名			
給与の支払期間	令和 年 月分から 月分まで				
給与支払者の 個人番号又は法人番号					
フリガナ					
給与支払者の 氏名又は名称					
所得税の源泉徴収 をしている事務所 又は事業の名称					
フリガナ					
同上の所在地					
給与支払者が 法人である場合 の代表者の氏名					
連絡者の氏名、 所属課、係名 及び電話番号	氏名 (電話)	課	係		
関与税理士等の氏名 及び電話番号	氏名 (電話)				
第17号様式記載要領					
1 この給与支払報告書(以下「報告書」という)は、地方税法(以下「法」という)第317条の6第1項又は第3項に規定する給与について使用してください。					
2 給与の支払をする者で、給与所得について所得税を源泉徴収する義務のあるものは、次により関係市区町村に報告書を提出してください。					
(イ) 1月1日現在において給与の支払を受けている者 1月31日現在において給与の支払を受けていない者					
(ロ) 給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなつた者					
3 「指定番号」欄には、提出先の市区町村が定める指定番号を記載してください。					
4 「給与の支払期間」欄には、「報告人員の合計」欄で計上してください。					
5 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう)を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。					
6 「給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」欄には、給与支払者が国の機関である場合には、国の機関名を記載してください。					
7 「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄には、この課、係名及びその電話番号を記載してください。					
8 「関与税理士等の氏名及び電話番号」欄には、税理士等が時間外先となる税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。					
9 「受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払を受けている者の総人員を記載してください。					
10 「特別徴収対象者」欄には、提出先の市区町村に対して「給与を支払う者で、特別徴収の対象となるものの人員を記載してください。					
11 「普通徴収対象者(退職者)」欄には、提出先の市区町村に対して「給与を支払う者で、普通徴収の対象となるもののうち退職者の人員を記載してください。					
12 「普通徴収対象者(退職者を除く)」欄には、提出先の市区町村に対して「給与を支払う者で、普通徴収の対象となるもののうち退職者を除くものの人員を記載してください。					
13 「報告人員の合計」欄には、「特別徴収対象者」欄、「普通徴収対象者(退職者を除く)」欄の人員の合計を記載してください。					
14 「給与の支払方法及びその期日」欄には、月給、週給等及びその期日を記載してください。					

総括表1枚、個人別明細書1人につき1枚を、右の図の順番で提出してください。

総括表と理由書が別々の用紙になっています。理由書は仕切り紙を兼ねていますので、個人別明細書の特別徴収分と普通徴収分の中に挟みこんでください。なお、理由書は区ホームページへの掲載・税務課窓口での配布を行っています。



4 給与支払報告書の記載方法

(1) 総括表

※総括表への押印は不要です

令和7年度(令和6年分)給与支払報告書(総括表)

文京区長殿 令和7年 月 日提出 1月31日までに提出してください

給与支払者の個人番号又は法人番号		指定番号	
郵便番号	〒		他社分(前職等)を含む場合は必ず給与支払金額等を摘要欄にご記載ください
給与支払者所在地又は送付先		給与支払の方法及び期日	
フリガナ		事業種目	
給与支払者の名称(氏名)		所轄税務署	
代表者の職及び氏名		受給者総人数	人
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	氏名	課	係
	電話番号	()	()
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名		
	電話番号	()	()
		文京区への報告人員	
		特別徴収(給与引き落とし)	人
		普通徴収切替理由書記載の人数	人
		合計	人
～普通徴収に該当する受給者がいる場合の注意事項～		納入書の送付	必要・不要
①下記、「普通徴収切替理由書」の人数欄を記載してください。			

文京区提出用(総括表)兼

特別徴収・普通徴収の人員数の内訳を必ず記載してください。

また、記載した人数と、提出する個人票の枚数が一致するかどうかをご確認ください。

(2) 普通徴収切替理由書

徴収切替理由書	普通徴収切替理由書		
	符号	普通徴収該当理由	人数
	普A	総従業員数が2人以下 (「普B」～「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	人
	普B	他の事業所で特別徴収 (例:乙欄該当者)	人
	普C	給与が少なく税額が引けない (例:年間の支払額が100万円以下)	人
	普D	給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月ではない)	人
	普E	事業専従者 (個人事業主のみ対象)	人
普F	退職者、退職予定者 (5月末日まで)、休職者	人	
	合 計	人	

総括表に記載した普通徴収該当人数を漏れなく記載してください。

理由書に記載のある理由以外では、普通徴収が認められません。

選択した符号を個人別明細書の摘要欄に記載してください。

(3) 個人別明細書①

個人番号・フリガナ・氏名・生年月日は必ず記載してください。

7
給

令和7年1月1日現在の住所を記載してください。

東京都文京区春日1-16-21

個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1

役職名)

(フリガナ) ブンキョウ タロウ

氏名 文京 太郎

書(個人別明細書)

種 別		支 払 金 額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源 泉 徴 収 税 額			
		内	千	円	千	円	千	円	内	千	円
給与		5,870,000		4,254,400		1,809,185		0			
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数			
	老人	特 定	老 人	そ の 他	特 別	そ の 他	特 別	そ の 他	特 別	そ の 他	
有	従有	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
		千	円	人	人	人	人	人	人	人	
						1	1				
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額					
内		千		千		千		千			
832,635		71,550									
(摘要)		普A									

普通徴収とする場合、「普通徴収切替理由書」の提出及び個人別明細書の摘要欄に符号の記載が必要です。

(3) 個人別明細書② 配偶者控除の記載

別明細書	(源泉)控除対象配偶者の有無等	老人	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数	16歳未満	障害者の数	非居住者である親族の数
	有	従有	380,000	特定	人	人	人
	社会保険料等の金額		生命保険料の控除額				控除の額
	千円	円	千円	円	千円	円	千円
			71,550				45,000
	生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	円	旧生命保険料の金額	円		円
	住宅借入金等特別控除の適用数	住宅借入金等特別控除の額の内訳	円	居住開始日(1回)			円
		住宅借入金等特別控除可能額	円	居住開始年月日(2回目)			円
				特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)	円
源泉・特別控除対象配偶者	(フリガナ) 氏名	ブンキョウ ハナコ 文京 花子		区分		配偶者の合計所得	86,000
	個人番号	098765432109				国民年金保険料等の金額	円
						基礎控除の額	円
						旧長期損害保険料の金額	円
						所得金額調整控除額	円

「給与所得者の配偶者控除等申告書」により計算した、配偶者控除額を記載してください。

有の欄に「○」の記載をしてください。

配偶者の氏名、フリガナ、個人番号の記載をしてください。また、その対象となる配偶者の合計所得金額も記載してください。

(3) 個人別明細書③ 配偶者特別控除の記載

別明細書	(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)	16歳未満扶養親族	障害者の数 (本人を除く)	非居住者である親族の数
	有	従有	老人	特定人				
			360,000	円				
	社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		障害者控除額		非居住者である親族の金額	
	71,550		45,000		111,200			
	生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	円	旧生命保険料の金額	円			
	住宅借入金等特別控除の適用数	1		住宅借入金等特別控除の額の内訳				
	住宅借入金等特別控除可能額	400,000	円	居住開始年月日(1回目)				
				居住開始年月日(2回目)				
	(フリガナ)	ブンキョウ ハナコ	区分	配偶者の合計所得	960,000	円	国民年金保険料等の金額	円
	氏名	文京 花子					旧長期損害保険料の金額	円
	個人番号	098765432109					基礎控除の額	円
							所得金額調整控除額	円

「給与所得者の配偶者控除等申告書」により計算した、配偶者特別控除額を記載してください。

「○」の記載は不要です。

配偶者の氏名、フリガナ、個人番号を記載してください。また、その対象となる配偶者の合計所得金額も記載してください。

(3) 個人別明細書④

定額減税に関する記載

定額減税に関する事項を記載する場合、最初に記載するなど、書ききれないことがないようにお願いします。

【年末調整をした給与等の場合】

内容	記載方法
実際に控除した年調減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円
年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額	控除外額 ×××円 (控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額 0円」)
同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合 (※)	非控除対象配偶者減税有

- ※1 令和6年分の合計所得金額が1,000万円超かつ1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者で、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（合計所得金額48万円以下）を有する場合。
- ※2 同一生計配偶者が**令和6年12月31日時点で非居住者（国内に住所がない方）**の場合、定額減税の対象にはなりませんので、「**非控除対象配偶者減税有**」の記載はしないようお願いいたします。
- ※3 同一生計配偶者が障害者に該当する場合は、「減税有」の追記のみで構いません。次項の記載方法をご確認ください。

【年末調整をしない給与等の場合】

定額減税に関する記載は不要です。

(3) 個人別明細書⑤

同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)が
障害者である場合の記載

書 (個人別明細書)	種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計
	給与	14,000,000	12,050,000	2,179,185
	(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)	16歳未満扶養親族の数
	有 従有	千 円	特 定 老 人 其 他 人 従 人 内 人 従 人 人 従 人	障 害 者 の 数 (本人を除く。)
				特 別 其 他 内 人 人 人 人
	社会保険料等の金額	822,635	保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
			45,000	
	文京 花子 (同配) 減税有		障害者種別、人数を記載してください。	
	生命保険料の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額
		50,200		56,000
	住宅借入金等特別控除の適用数	住宅借入金等特別控除の額の内訳	居住開始年月日(1回目)	居住開始年月日(2回目)
	(フリガナ)	区分	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額
	氏名			旧長期損害保険料の金額
	個人番号			基礎控除の額
				所得金額調整控除額
				150,000

障害者種別、人数を記載してください。

摘要欄に、「氏名(同配)」と記載してください。

「○」の記載は不要です。

定額減税対象の同一生計配偶者の場合、「減税有」の文言を追記してください。

(源泉・特別)控除対象配偶者欄への記載は不要です。

(3) 個人別明細書⑥

退職手当のある被扶養者がいる場合の記載

(摘要)											
(退) 文京一郎 長男 H8.1.1生 大阪府〇〇 特別障害者											
生命保険料 の金額の 内訳	新生命 保険料 の金額	円	旧生	円	介護医療 保険料	円	新個人年金 保険料	円	旧個人年金 保険料	円	
住宅借入金 等特別控除 の額の内訳	住宅 等特 適										
	住宅 等特 可										
(源泉・特別 控除対象 配偶者	(フリガナ) 氏										
	個人番号										
控除対象扶養親族	(フリガナ)		区		(フリガナ)						5人目以降の控除対象 扶養親族の個人番号
	1 氏名										
	個人番号										
	(フリガナ)										
2 氏名											
個人番号											
3 氏名											
個人番号											
4 氏名											
個人番号											

摘要欄に「(退) 氏名・続柄・生年月日・住所」を記載してください。

また、**障害者・特別障害者・非居住・寡婦・ひとり親等**に該当する場合は、住所の後ろにその旨を記載してください。

摘要欄に記載する方は、あくまで、所得税では控除が取れないが、住民税では取れる方です。どちらも控除に取れる方は昨年同様に扶養欄に記載してください。

5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号
987654321000

摘要欄に記載した被扶養者のマイナンバーは、「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄に記載してください。

複数ある場合は、摘要欄の氏名との対応関係が分かるようにしてください。

(3) 個人別明細書⑦

前職分の給与等を含む場合の記載

書 (個人別明細書)	種 別		支 払 金 額		給与所得控 (調整控)	
	給与		内	千	円	
			14,000,000		12,050,000	
	(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象 (配偶者)	
	老人		特 定			
	有	従有	千	円	人	従人
社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			
内			千	円	千	円
832,635			71,550			
(摘要)						
A (株) R6.3.31退職 支払金額 1,000,000円						
B (株) R6.8.31退職 支払金額 5,986,000円 社会保険料 544,726円 源泉徴収税額 90,800円						

摘要欄に、

- ・他の支払者の氏名又は名称
 - ・他の支払者の元を退職した年月日
 - ・給与等の金額
- を記載してください。

※他の支払者が複数ある場合は、必ずそれぞれの支払者の給与等の金額を明記してください。

(3) 個人別明細書⑧

住宅借入金等特別控除の記載

書 (個人別明細書)	種 別		支 払 金 額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源 泉 徴 収 税 額	
	給与		内 千 円		千 円		千 円		内 千 円	
			5,847,500		4,235,200		1,921,000		0	
	(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)	
有 従有		千 円		特 定 人 従人		人		特 別 人 其 他 人		人
		380,000		1						
社会保険料等の金額		千 円		生命保険料の控除額		千 円		住宅借入金等特別控除の額		千 円
内		396,000						136,700		

源泉徴収簿の②か③のいずれか小さい金額を記載してください。

年末調整で控除しきれない場合、(源泉徴収税0円)源泉徴収簿の③から転記してください。

居住開始年月日が、平成26年4月1日以降で特定取得に該当する場合は(特)、令和元年10月1日以降で特別特定取得に該当する場合は(特特)、令和4年1月1日以降で特例特別特例取得に該当する場合は(特特特)と控除区分の後ろに付記してください。

住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	1	居住開始年月日(1回目)	30	1	29	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住(特)	住宅借入金等年末残高(1回目)	円
	住宅借入金等特別控除可能額	400,000	居住開始年月日(2回目)				住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)	円

(3) 個人別明細書⑨

非居住者・青色専従者の場合

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
内 千 円	千 円	千 円	千 円
832,635	71,550	45,000	136,700
(摘要)			
非居住 R4.10.1~R6.12.31 アメリカ合衆国にて勤務			青専

就労や就学のため、概ね1年以上国外転出しており、令和7年1月1日現在、**国外に居住**している場合、課税対象外となります。
摘要欄に**非居住**である旨と、国外勤務（就学）期間、勤務（就学）先の国名を記載してください。

青色専従者の場合、摘要欄に「青専」と記載してください。

(3) 個人別明細書⑩

控除対象扶養親族が非居住者の場合

控除	1	(フリガナ) 氏名	ブンキョウ イチロウ 文京 一郎	区分	01	調整控除額	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号
		個人番号	098765432109				
	2	(フリガナ) 氏名		区分			

次表の分類に応じて区分を記載してください。

控除対象扶養親族の分類	記載方法
居住者	00※1
非居住者(30歳未満又は70歳以上)	01
非居住者(30歳以上70歳未満、留学生※2)	02
非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)	03
非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金※3)	04

- ※1 給与支払報告書を紙面で提出する場合は、空欄としてください。
- ※2 「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方をいいます。
- ※3 「38万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている方をいいます。
- ※4 30歳以上70歳未満の非居住者が02～04の複数に該当する場合は、いずれかひとつを記載してください。

5 給与所得者異動届出書について

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

御注意

4 3 2 1
取方法
一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、「一括徴収すること」が義務づけられています。

黒のボールペン又はペンで記載してください。
「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」と記入するとともに、「1.特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

年度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
令和 年 月 日提出	市区町村長殿	特別徴収義務者 指 定 番 号	宛 名 番	担 連 当 前 者 名
フリガナ	所 在 地	〒		
氏 名	フリガナ			
生年月日	氏名又は名称	個人番号 又は法人番号		
個人番号				
受給者番号				
1月1日 現在の住所				
異動後の 住 所				
	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日
	円	円	円	異 動 1. 退職 2. 休職 3. 転勤 4. 死亡 5. 支給 6. その他 7. 事由不明
1. 特別徴収継続の場合	特別徴収義務者 指 定 番 号	法人番号		新しい 徴収先
	所 在 地	〒	担当者連絡先	受給者 氏名
	フリガナ		所 属 氏 名	電話
	氏名又は名称		内線 ()	納入書 (新規の場合)
2. 一括徴収の場合				
理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までの、一括徴収の申出があったため	徴収予定日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	
	<input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	納入します。
3. 普通徴収の場合				
理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までの、一括徴収の申出がないため			市区町村 記入欄
	<input type="checkbox"/> 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため			
	<input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため			

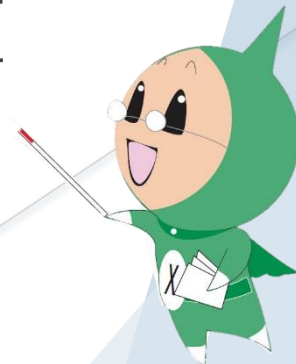
- ◆ 令和7年度給与支払報告書を提出した後に、**退職・休職・転勤等**をされた従業員がいる場合、必要事項を記載の上、お早めにご提出ください。
- ◆ 従業員が令和6年中に転居している（令和6年度と令和7年度で課税地が異なる）場合は、**それぞれの区市町村へ提出が必要**です。

6 文京区からのお願い①

- ◆ **フリガナ・生年月日**を忘れずに記載してください。記載が漏れていると、事業所へお問い合わせをさせていただく場合があります。
- ◆ **個人番号**は必ず記載してください。なお、本人の強い拒否や、退職者で連絡がつかない等の事情で収集が難しいときは、未記入でも構いませんが、事業所へ詳細をお伺いする場合があります。
- ◆ 提出時に、給与支払報告書に穴を開けて紐で綴ることはご遠慮ください。

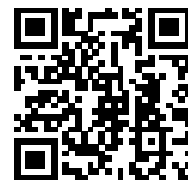
6 文京区からのお願い②

- ◆ **普通徴収切替理由書の添付・記載漏れ、個人別明細書摘要欄への符号の記載漏れ**があると、**特別徴収で通知をする場合があります**。また、理由書が添付されていても、個人別明細書への符号の記載がないと普通徴収該当者を特定できませんので、必ず提出前に漏れがないかご確認ください。
- ◆ **前職分**がある場合は必ず記載してください。記載していない場合は前職分が二重加算され、誤った収入で住民税が計算されてしまいます。



7 e L T A Xによる電子申告について

- ◆ 給与支払報告書を受給者ごとの区市町村に仕分けする必要がなく、インターネットで一括送信できます。また、事業所名称・所在地の変更、異動届の提出なども可能です。
- ◆ 基準年（前々年）における給与所得の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上のときは、e L T A X等による給与支払報告書の提出が義務付けられています。
- ◆ e L T A Xで給与支払報告書を提出する場合、同時に源泉徴収票を税務署に提出することができます。詳しくは e L T A Xホームページ、国税庁ホームページをご覧ください。



<https://www.eltax.lta.go.jp/>

8 特別徴収税額通知の電子化

- ◆ 文京区では、法的効力のある電子署名を付与した特別徴収税額通知（電子正本通知）を、e L T A Xで提供しております。e L T A Xで給与支払報告書を提出する際に、特別徴収税額通知の受取方法で**電子データを選択**してください。

※納税義務者用の電子データを希望する場合は、受給者番号の入力が必須となります。

- ◆ 電子データでの通知が正本となるため、電子的に給与システム等に課税額を取り込むことができます。
- ◆ e L T A Xの地方税共通納税システムを活用すると、金融機関に向くことなく、複数の地方自治体への支払操作が完了するため、納付事務の負担が軽減されます。